平成24年11月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堤 義景平成23年(ハ)第994号 保険金請求事件 口頭弁論終結日 平成24年10月11日

,	半山			決		
山口県						,
原	<u>+</u> .					Ŧ
同訴訟代理人	人弁護士	田	邉	<del></del>	隆	
東京都						
被	<u></u>	独立往	<b>亍政法</b> 。	人郵便則	宁金 •	簡易生命保険管理機構
同代表者理事長						
同訴訟代理人弁護士		猿	木	秀	和	*
同		岸	野		Œ	
同		千	森	秀	郎	
同		織	田	貴	昭	
同		雑	賀	裕	子	
	主	e		文		

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

## 第1 請求

被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成23年12月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

# 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、国(主管・郵政省)との間で、平成12年5月18日、 保険金額100万円の簡易生命保険契約を締結して、全保険期間分の保険料 を支払ったのに、保険期間経過後保険金が支払われないとして、簡易生命保 険業務を承継した被告に対し、簡易生命保険契約に基づく保険金100万円 及びこれに対する被告への訴状送達の日の翌日である平成23年12月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 前提となる事実(裁判所に顕著な事実,当事者間に争いのない事実,末尾括弧 内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)
  - ① 原告は、妻の を介して、平成12年5月18日、山口県 郵便局を受理局として、国(主管・郵政省、以下「郵便局」ともいう。)に対し、簡 易生命保険契約を申し込むとともに、全保険期間分の保険料を支払った(争いがない。ただし、保険金額の点は除いている。)。
  - ② その後,郵便局において,平成12年5月25日付けで記号番号53 の保険証書(甲1,契約効力発生日平成12年5月18日,保険金額100万円,保険期間10年,以下「本件証書」という。)が作成されて,原告に交付され,また,平成12年6月30日付けで記号番号55 の保険証書(契約効力発生日平成12年5月18日,保険金額100万円,保険期間10年,以下「別証書」という。)が作成されて,原告に交付された(争いがない)。
  - ③ 山口県内の郵便局で申込みを受理した簡易生命保険の保険証書には、本来、「55」で始まる記号が付されることになっており、「53」で始まる記号は、本来は、島根県内の郵便局で申込みを受理した簡易生命保険の保険証書に付されることになっていた(乙5、15、証人 。
  - ④ 平成15年4月1日,日本郵政公社法に基づいて日本郵政公社が成立して, 国の簡易生命保険業務を承継し,さらに,平成19年10月1日,独立行政法 人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法に基づいて被告が成立して,日本郵政公 社から簡易生命保険業務を承継した(争いがない)。
  - ⑤ 原告は、平成23年8月16日頃、被告に対し、本件証書及び別証書の双方に基づいて、保険金各100万円(合計200万円)の支払を求めたところ、被告は、別証書に基づく保険金の支払はしたが、本件証書に基づく保険金の支

払は拒否した(甲2, 乙2, 3, 弁論の全趣旨)。

#### 3 争点

別証書に基づく簡易生命保険契約とは別に,本件証書に基づく簡易生命保険契 約が存在するか。

## (原告)

原告が、妻の を介して、平成12年5月18日に郵便局との間で締結した簡易生命保険契約は、保険金額100万円のものが2口あったのであり、その証拠として、原告は、本件証書(甲1)と別証書の2通の保険証書の交付を受けて所持していた。

本件証書の代わりに別証書が発行された旨の被告の主張は争う。

#### (被告)

原告の上記主張を否認する。

原告が、妻の を介して、平成12年5月18日に郵便局との間で締結した簡易生命保険契約は、保険金額100万円のものが1口あっただけである。

本件証書は誤った記号を付して発行され原告に交付されていたので、その後、 本件証書の代わりに正しい記号を付した別証書が発行されて原告に交付された。 そのため、本件証書は、無効となったので、原告から回収すべきものであったが、 何らかの事情で原告から回収されないままになっていたものである。

#### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点に対する判断

本件証書と別証書との関係について、当事者双方の主張は、前記のとおり対立 しているところ、次に指摘する諸点を併せ考えると、本件証書は誤った記号を付 して発行され原告に交付されていたので、その後、本件証書の代わりに正しい記 号を付した別証書が発行されて原告に交付されたものと認めるのが相当である。

#### ① 別証書は再発行されたものであると考えられること

証拠(甲1,乙2,15,証人 )によれば、本件証書(甲1)と別証書に記載された保険契約の内容は全く同一であり、契約効力発生日はいずれも

平成12年5月18日とされているが、本件証書の作成日は同年5月25日とされているのに対し、別証書の作成日は同年6月30日とされていること、したがって、別証書は、契約効力発生日が同一の本件証書よりも1か月余り後(契約効力発生日から40日余り後)に作成されていることからみて、通常の場合よりも明らかに遅れて発行されていることが認められる。そして、その理由は、証拠(甲1、乙1、2、5、15、証人 によれば、別証書記載の保険契約について、別証書発行前に発行された保険証書があったが、その保険証書には、山口県内の郵便局で受理された場合に付される「55」で始まる記号ではなく、島根県内の郵便局で受理された場合に付される「55」で始まる記号が付されていたことから、同年6月には郵便局がその誤りに気付いて、「53」で始まる記号が付されていた上記保険証書に代えて、「55」で始まる記号を付した別証書を再発行したことによるものと認められる。別証書が通常の場合よりも明らかに遅れて発行されている理由について、本件全証拠を検討しても、上記の理由以外の理由があったとはうかがわれない。

なお、証拠(乙9,10,15,証人 )によれば、平成12年5月1 8日に山口県 郵便局で受理された簡易生命保険契約の保険証書には、上記保険証書と同様の誤りのあるものが他に2件あり、これらについても上記保険証書についてと同じ頃に新たな保険証書が再発行されていることが認められる。

② 誤った記号の付された本件証書についても新たな保険証書の再発行がされているものと考えられ、本件証書の代わりに再発行されたのが別証書であると考えられること

前記①の事実からすると、郵便局は、平成12年5月18日に山口県 郵便局で受理された保険契約の保険証書について、山口県内の郵便局で受理された場合に付される「55」で始まる記号ではなく、島根県内の郵便局で受理された場合に付される「53」で始まる記号を付するという誤りを複数件していることに同年6月には気付いたものと認められることからすると、その際、郵便局においては、同年5月18日に山口県 郵便局で受理された保険契約の 保険証書について誤った記号を付していないかどうかを調査し、誤った記号を付した保険証書についてはすべて新たな保険証書を再発行する手続をとったものとみるのが自然である。そうすると、同日に山口県 郵便局で受理された保険契約であるのに、島根県内の郵便局で受理された場合に付される「53」で始まる記号の付された本件証書について、誤った記号が付されていることが見過ごされて、新たな保険証書が再発行されないままになっていたとは考えにくい。

もしも、本件証書について新たな保険証書の再発行がされていないとすると、本件証書は、再発行されたと考えられる別証書の前の保険証書ではないことになるから、原告は、再発行されたと考えられる別証書の前の保険証書として、本件証書以外の保険証書の交付を受けていたはずであるが、本件全証拠を検討しても、原告が、その頃、本件証書及び別証書以外の保険証書の交付を受けていた形跡はない(原告の妻である も、証人尋問において、原告が、その頃、本件証書及び別証書以外の保険証書の交付を受けたことはない旨断言している。)。

したがって、本件証書についても新たな保険証書の再発行がされているもの と考えられるところ、原告が交付を受けている本件証書と同内容の保険証書は 別証書以外にはないと考えられるから、本件証書の代わりに再発行された保険 証書は別証書ということになる。

③ 保険金額100万円の簡易生命保険を2口契約したとする の供述は 信用性に乏しいと考えられること

原告の妻である は、証人尋問及び陳述書(甲2)において、平成1 2年5月18日に保険金額100万円の簡易生命保険を2口契約した旨供述するところ、同人がそう供述する根拠は、その証人尋問の結果からすると、原告は、本件証書と別証書の2通の保険証書の交付を受けて所持していたという事実のほか、「保険料を200万円支払った。」という の記憶、及び、「その後、夫の原告に、本件証書と別証書の2通が一緒に送られてきた。」と いうの記憶であると考えられる。

しかし、前記①、②のとおり、本件証書の代わりに別証書が再発行されていると考えられることからすると、原告が本件証書と別証書の2通の保険証書の交付を受けて所持していたという事実は、原告が、保険金額100万円の簡易生命保険を2口契約したことを裏付ける事実とはいえない。

次に、本件証書の作成日は平成12年5月25日とされているのに対し、別証書の作成日は同年6月30日とされていること等の前記①、②で指摘した事実からみて、原告に本件証書と別証書の2通が一緒に送られてきたというのは、不自然、不合理であるから、「その後、夫の原告に、本件証書と別証書の2通が一緒に送られてきた。」という の記憶の信用性は乏しい。

また、「保険料を200万円支払った。」という の記憶についても、10年以上も前のことについての的確な裏付け証拠のない記憶であることに加えて、次のような同人の供述状況からみて、信用性に乏しいと考えられる。すなわち、 は、証人尋問において、本件証書と別証書の作成日が前記のとおり異なっている理由については分からない、当初発行された保険証書の代わりに新たな保険証書が再発行されたということはない旨供述しているが、前記①のとおり、別証書はその作成日等からみて再発行されたものであると考えられ、そうすると、当然のこととして、再発行される前の保険証書の返還の問題も起こっていたはずであると考えられることからすると、別証書記載の保険契約の締結に事実上深く関与していた が、上記のような内容の供述をするのは、不自然であって、このことは、同人の供述が、不確かな記憶に基づくものであることを示すものと考えられる。

以上のとおりであるから、保険金額100万円の簡易生命保険を2口契約したとする の供述は、的確な裏付け証拠のない不確かな記憶に基づく供述というべきであって、信用性に乏しいと考えられる。

④ 郵便局では、本件証書に基づく保険契約の無効処理をしていること 証拠(乙4,15,証人 )によれば、郵便局では、別証書を発行した 後,本件証書に基づく保険契約は無効とする処理をしている(そのため,前記第2の2⑤のとおり,被告は,本件証書に基づく保険金の支払を拒否した)ことが認められる。

⑤ 本件証書の代わりに別証書が再発行されたとしても、本件証書が原告から回収されないままになっていた可能性を否定できないこと

本件証書の代わりに別証書が再発行されて原告に交付されたものであるとすると、本件証書は原告から回収されるのが通常であると考えられるが、たとえば、郵便局に対し、顧客である原告側から、探したが見付からない、見付かったら廃棄しておくというような申告があった場合等には、事実上回収することができないままになるということもあり得ると考えられる。したがって、本件証書の代わりに別証書が再発行されたとしても、本件証書が原告から回収されないままになっていた可能性を否定できない。

2 以上のとおり、本件証書は誤った記号を付して発行され原告に交付されていた ものであり、その後、本件証書の代わりに正しい記号を付した別証書が再発行さ れて原告に交付されたものと認められるから、別証書に基づく簡易生命保険契約 とは別に、本件証書に基づく簡易生命保険契約が存在することを前提とする原告 の請求は、その前提を認めることができず、理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所 裁 判 官 濱 﨑 裕

# これは正本である。

平成24年11月1日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤